



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年10月7日（火）岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
県民生活課	消費生活安全係	小池 塚原	内線 3018 直通 058-272-8204 FAX 058-278-2889

岐阜県消費生活安定審議会委員を募集します

県は、県民の消費生活の安定及び向上を図るための重要な事項を調査審議するために「岐阜県消費生活安定審議会」を設置しています。

このたび、県民の皆様からのご意見を消費生活施策に反映するため、下記のとおり岐阜県消費生活安定審議会の委員を公募します。

記

1 募集人員 1名

2 委員の任務等

- ・年2回程度開催される審議会に出席し、意見を述べていただきます。
- ・会議は平日に対面（県庁等）又はオンライン形式で開催します（所要時間2時間程度）。
- ・出席者には、県の規定による報酬及び旅費をお支払いします。

3 応募資格

委員に応募される方は、次に記載するすべての条件を満たす必要があります。

- ・令和7年4月1日現在で満18歳以上で、県内に居住、通学又は通勤する人。
- ・年2回程度平日の昼間に開催される会議に出席できる見込みがある人。
- ・高校生、国、地方公共団体の議員、常勤の公務員でない人。

4 任 期 令和8年1月1日から令和9年12月31日までの2年間

5 応募期間 令和7年10月7日（火）から11月6日（木）（必着）

6 応募方法等

応募方法や選考方法等は、別添「岐阜県消費生活安定審議会の委員を募集します」をご覧ください。

7 応募先及び問合せ先

環境エネルギー生活部 県民生活課 消費生活安全係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL：058-272-8204 FAX：058-278-2889

E-mail：cll261@pref.gifu.lg.jp